

官報

号外 昭和三十年六月十日

○第二十二回 参議院會議録第二十二号

昭和三十年六月十日(金曜日)午前十時
二十七分開議

議事日程 第二十二号

昭和三十年六月十日
午前十時開議

第一 農産物に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めめるの件
(趣旨説明)

第二 博物館法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨八日内閣總理大臣から左の通り補欠選挙に当選した旨の通知を受領した。

増玉泉選出(六月八日当選)

遠藤 柳作君(故松永義雄君の補欠)

欠

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員

通信委員

決算委員

同

議院運営委員

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員

通信委員

決算委員

同

議院運営委員

同

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和三十年度一般会計予算

昭和三十年度特別会計予算

昭和三十年度政府関係機関予算

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

過度経済力集中排除法等を廃止する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(山下義信君外一名発議)

去る七日委員長から提出した公聴会開會承認要求に対し、議長は一昨八日これを承認した。

公聴会開會承認要求書

一、議案の名称

所得税法の一部を改正する法律案(予備審査)

法人税法の一部を改正する法律案(予備審査)

小林 孝平君

森崎 隆君

加瀬 完君

矢嶋 三義君

大倉 精一君

久保 等君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和三十年度一般会計予算

昭和三十年度特別会計予算

昭和三十年度政府関係機関予算

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

過度経済力集中排除法等を廃止する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(山下義信君外一名発議)

去る七日委員長から提出した公聴会開會承認要求に対し、議長は一昨八日これを承認した。

公聴会開會承認要求書

一、議案の名称

所得税法の一部を改正する法律案(予備審査)

法人税法の一部を改正する法律案(予備審査)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(予備審査)

地方道路税法(予備審査)

関税定率法等の一部を改正する法律案(予備審査)

一、公聴会の問題

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、地方道路税法及び関税定率法等の一部を改正する法律案について

一、公聴会の月日

昭和三十年六月二十日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。

昭和三十年六月七日

大蔵委員長 青木 一男

参議院議長河井彌八郎

一昨八日委員長から提出した公聴会開會承認要求に対し、議長は即日これを承認した。

公聴会開會承認要求書

一、議案の名称

昭和三十年度一般会計予算

昭和三十年度特別会計予算

昭和三十年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題

昭和三十年度總予算について

一、公聴会の月日

昭和三十年六月十六日、十七日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。

昭和三十年六月八日

予算委員長 館 哲二

参議院議長河井彌八郎

同日本院は、飼料供給安定審議会委員田中啓一君、藤野繁雄君及び飯島連次郎君の任期満了による補欠として田中啓一君、藤野繁雄君及び飯島連次郎君を指名した旨を内閣に通知した。

昨日九日委員会において当選した理事は左の通りである。

法務委員会

理事 市川 房枝君(八木幸吉君の補欠)

予算委員会

理事 吉田 法晴君(小林孝平君の補欠)

同日議員から左の議案を提出した。

国家公務員に対する寒冷手当及び石炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案(千葉信君外五十二名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に關する条約の批准について承認を求めめるの件

外務委員会に付託

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

道路運送車両法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

銀行法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

博物館法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、左の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

競馬法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

船舶積量測定法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

競馬法の一部を改正する法律案

同日内閣から、左記参議院議員の續暫寒冷地帯振興対策審議会委員としての任期は、本月二十日満了となるので後任者を指名されたい旨の要求書を受領した。

記

清澤 俊英君

昭和三十年六月十日 参議院會議録第二十二号 議長報告

大矢半次郎君 森 八三二君
○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。

この際、新たに議席に増されました議員を御紹介いたします。
議席第二百十番、地方選出議員袴玉眞選出、遠藤柳作君。
〔遠藤柳作君起立、拍手〕

○議長(河井彌八君) 議長は、本院規則第三十条により、遠藤柳作君を建設委員に指名いたします。

○議長(河井彌八君) 日程第一、農産物に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めの件(趣旨説明)

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、内閣からその趣旨説明を求めます。重光外務大臣。

〔國務大臣重光葵君登壇、拍手〕
○國務大臣(重光葵君) 去る五月三十一日、私と米國大使との間に署名をいたしました農産物の購入に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について御承認を求めの件に關し、提案の理由を御説明申し上げます。
昨年七月以来、米國において成立いたしました農産物貿易の促進及び援助に關する法律によりまして、従来の M S A 協定に基く農産物の買付とは別個に、米國の農産物を円によつて購入すること及びその贈手を受けることができる道が開かれましたので、当時、前内閣はこれを利用する方針のもとに、昨年秋季以来、ワシントンで交渉を始めただけでございますが、現内閣になりましたので、慎重な検討を加えた上、

この交渉を継続することに決定しまして、米國政府との間に鋭意折衝を重ねて参りました。その結果、本年五月兩國政府の間で意見の一致を見るに至りましたのでございませう。

この間の交渉の経緯につきましては、今国会における論議に際しまして、そのつど、でき得る限り詳細に御説明をいたしたかったのでございませうが、さらにその内容をかいつまんで申し上げれば、購入または贈手を受ける農産物の品目及び金額、及び右購入による積立代金のうちの三割を米國側使用分とし、七割をわが國に対する借款に充てることにつきまして了解が成立をいたしました。

右借款の使用につきましては、使用計画の大綱についての了解の範囲内において、わが國が自由にこれを使用し得ることに相なっております。また金利と年限とにつきましては、ドル払いの場合は年三分、円払いの場合には四分、その期間は四十年とすることに意見の一致を見たのでございませう。さらに、いわゆるドル・クローズの問題につきましては、わが國の通貨及び経済事情に及ぼす影響にかんがみて、これを避けることにいたしました。借金はドル建てといたしますけれども、その返済は事情に応じてドルまたは円によることにございませう。わが方は完全な選択権を有することにきめまして、解決することにいたしました。

この協定によりまして、わが國の必要とする小麦、大麦、米、棉花及び葉タバコを八千五百万ドルまで円をもって購入することができるのは、現物の贈手として一千五百万ドルまでのこれらの品物の贈手を受けて、児童福祉計

画を一段と拡大することができ、さらに前述の購入によりまして積み立てられる円資金のうち、ドルに交換された七割、すなわち約六千万ドルをわが國の経済開発、すなわち電源開発、農業開発及び生産性向上のための借款として受けることができることに相なっておりますのであります。この協定の実施の際におきましては、これによつてわが方の受ける利益は、各方面にわたつて少くないものがあると期待されるのでございませう。

つきましては、本協定につき、慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望する次第でございませう。(拍手)

○議長(河井彌八君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございませう。順次発言を許します。佐藤清一郎君。

〔佐藤清一郎君登壇、拍手〕
○佐藤清一郎君 私、ただいま提案せられました農産物に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定につきまして、自由党を代表して質問をいたします。

そもそもこの協定は、昨年秋季吉田内閣総理大臣渡米の際、アメリカ政府と折衝の結果、その基本的構想が決定せられ、昨年十一月十三日の日米共同覚書中にその大綱を発表したものであります。その後鳩山内閣が成立いたしました。この協定は懸案事項として、吉田内閣より鳩山内閣に引き継がれたのであります。提案せられた協定の全文を見ますと、吉田前首相と米國政府との共同覚書の趣旨におおむね合致してあり、わが國の経済開発上貢獻するところ少くないものとして、大綱にお

いては賛意を表するものであります。が、(賛成討論じゃない)と評ぶ者あり。交渉の経緯並びに将来に及ぼす影響等について、この際、明確にいたしておきたいと思ひますので、外務大臣、農林大臣、大蔵大臣、通商産業大臣にお伺いしたいと思います。

第一は、昨年十一月から今日まで六カ月余を費した交渉の経緯によつて生ずるいろいろな結果についてでありませう。この協定は、國會の承認を経た上で日本國政府がその旨を米國政府に通告することによつて効力を発生することになつております。アメリカ合衆國の予算年度は、御承知の通り六月三十日をもつて終了いたしますので、この協定がアメリカの「農産物貿易の促進及び援助に關する一九五四年法」に基く協定として効力を発生するためには、六月三十日までわが方の通告がアメリカ政府に伝達せらるることを必要といたします。従ひまして、わが方としても國會の承認をすみやかに進行しなければならぬわけでありませう。幾多重要な問題を含んでおりますこの協定の審議を、せつぱ詰まつた時期に大急ぎでやらなければならぬというこ

とは、非常に無理なことであると私は思ふのであります。しかも、この二週間かその短かい期間内に、國會において果して十分な審議を尽くし得るかどうかが、私は大いに疑問とするところでありませう。交渉を今日に至るまで遅延せしめたその原因、責任はいずれにあるのか、外務大臣は國會の審議は二週間もあれば十分であると、たかをくくつておられたのであるかどうか、何かそのほかに理由があつたのであるか、御所見を承りたいのであります。

す。しかも、交渉がかくのようにはなはだしく遅延したという事は、單に國會の審議に十分な時間的余裕を与えないというばかりではありませう。この協定の遅延によりまして現物の引き渡しがいつまでに完了するか、これがため政府の企圖する投資計画、またわが國の食糧事情と関連いたしました影響するところがきわめて大きいのであります。すなわちわが日本が最も必要とする端緒期に間に合うかどうかという点、またそれは逆に、日本の秋の収穫最盛期にアメリカから輸送が重なり、倉庫は至るところふさがり、農民の供米にも影響するような結果になりはせぬかという心配もあるものであります。

一体、農家は、供米は軽いことを念願しておりますが、一たん決定いたしました以上はすみやかに供出して責めを果したいと念願しておるのであります。これはいろいろな理由がありませうが、気がかりであるとか、あるいは倉庫がないとか、あるいは早く金にしたいとかいような心理が作用いたしました。秋にはどつと供米の山ができるわけでありませう。さうな時期に、倉庫不足のため一時農家の倉庫を利用するといふようなことがないかどうか。消費者並びに農民にやささか不安を來たすようなことがないかどうか。農林大臣の明確な答弁をお願いする次第でございませう。

次に、この協定の遅延から当然來るものは、本年度投資計画に及ぼす問題であります。何といつても五十万トン以上に及ぶ大量の貨物でありますから、効力発生と同時に輸送を開始いたしましたとしても、これを売却して日銀

はだしく遅延したという事は、單に國會の審議に十分な時間的余裕を与えないというばかりではありませう。この協定の遅延によりまして現物の引き渡しがいつまでに完了するか、これがため政府の企圖する投資計画、またわが國の食糧事情と関連いたしました影響するところがきわめて大きいのであります。すなわちわが日本が最も必要とする端緒期に間に合うかどうかという点、またそれは逆に、日本の秋の収穫最盛期にアメリカから輸送が重なり、倉庫は至るところふさがり、農民の供米にも影響するような結果になりはせぬかという心配もあるものであります。

の特別勘定に払い込み、それが所定の使途に使用せられるまでは、なお多くの時間を要することとなり、本協定を見越してそれぞれ待たせておられる特殊銀行等においては、それぞれ資金繰りの面においても産業振興の面からも支障を生ずるといふ結果になります。この点につきまして大蔵大臣は如何なる見解を持っておられますか、承わりたいと思つておられますか、

聞くとともに、政府はこの協定による農産物の引き渡しの期限を九月までの三ヶ月間という事で米政府と交渉して来たという事でありますが、実際にそうした交渉がなされたものであるかどうか。もし交渉がなされたとすればその結果は如何であつたか。また、この協定は必ず国会を通過するだらうという事を見越して、仮契約を締結して、すみやかに現物の引き取りに着手するといふことも一つの便法として考えられるところであり、その点について、この点について外務大臣に伺いたいと思つておられますか、

第二に伺いたいことは、この協定による農産物の引き受けとわが国の食糧輸入計画との関係、並びに一般にわが国の貿易に及ぼす影響についてであります。この協定による農産物の引き受けは、米国のいわゆる「農産物貿易の促進及び援助に関する一九五四年法」第一〇一条の規定によりますと、「合衆国の通常の市場取引を擁護し、且つ、この法律に基く売却が農産物の世界市場価格を不当に破壊しないことを確保するため適当な注意を払ふこと。」

とされております。アメリカとして、日本との通常の農産物取引以外の部分をこの協定によつて輸出しようとするものであります。わが国の側からすれば、正常貿易による農産物輸入のほか、この協定による輸入がつけ加えられるわけであり、もちろん、わが国の今日の食糧生産の状況から見て、外国からの食糧の輸入がやむを得ないことは、私もこれを承知しておるのであります。しかし、それも、将来の推移を見通した輸入の計画に基くものでなければなりません。またその輸入計画は、国内における食糧自給の進展と、さらにわが国農民を保護する政策を織り込んだ食糧需給計画の一環をなすものでなければならぬのであります。本年度のこの輸入も当然そうして考慮を払われておるはずであると思はれるのであります。これが余分の食糧を背負い込むことになり、ひいてはわが国農民に非常な圧迫となり、重大問題とならざるを得ないのであります。

い、わゆる河野農政は、国内の食糧増産に資金を投ずるよりは、安い外国の食糧を買つたほうがよいといふ考え方に立脚しておられるといふふうに、世間では、うわさされておるのであります。また河野農林大臣は、農林省の手算獲得においても、大蔵大臣にしてやられたといふ世間のうわさを持っておられるのであります。従いまして、農民はいろいろ懸念を持って眺めておられるのであります。今回のアメリカの余剰農産物は、わが国食糧需給のワケ外であつて、アメリカのための協定であるといふようなことでは、絶対に相ならぬのであります。この件につきまして

農林大臣の明確な答弁を承わりたいのであります。次に、本協定による農産物の輸入は、ひとり国内ばかりでなく、対外貿易に非常に関係があると思つておられます。ことに東南アジア諸国との貿易に對する影響という見地から見ますと、今日わが国と東南アジア諸国との貿易上、これらの国からするわが国の米の輸入は非常に大きな意味を持つておると思ふのであります。米の輸出である東南アジア諸国が、今日の余剰農産物引き受けによつて日本に對する米の輸出量の減少を来しはしないかと懸念しておられるのであります。現に去る三月東京で開かれましたエカフエ会議におきましても、タイ、ビルマ、暹羅などの代表は、米国の余剰農産物売却は世界市場を混乱させると、繰返し語つたと伝えられておりました。余剰農産物引き受けに對する懸念を示しておられるのであります。従いましてわが国の輸出にも相当影響あるものと推測できるのであります。またアメリカ小麦の輸入によつてアルゼンチンなどからの米の輸入に少しの影響も生じないで済むものであろうか、私は、はなはだ疑問だと思つておられます。このように、アメリカ以外他の国からの食糧の輸入量に多少とも響いてくるといふことは当然と思つておられます。輸出の見合つた協定の発展には、これによつて何らの支障がないかどうか。わが国の輸出の振興は東南アジアの開拓にあるとされておるのであります。外務大臣並びに通商産業大臣は、いかなる所見でございませうか、伺いたいのでございませう。

次に今回の協定による農産物輸入は、外貨の節約をも一つのねらいとしておるのであります。それが全体的に正常な貿易の拡大を妨げ、輸出の減少を招来することとなります。結果的には少しもプラスにならないといふことではあります。それらの点を十分に考慮に入れた上で、今回の農産物輸入はわが国の貿易の発展に決して支障を生ずるものではない、決してマイナスにはならないといふはつきりした確信を持っておられますか。これらの点につきましては、農林大臣及び通商産業大臣の御所見を承わりたいと思つておられますか。

第三にお尋ねしたいことは、借款の条件についてであります。これは結局い、わゆるドル条項との関係において、四借款とするかドル借款とするかという問題と、金利の問題に關するわけであり、主としてこの借款の条件が決定を見なかつたためであると伝えられておられます。新聞の報道によりますと、政府はい、わゆるドル条項に對し、相当に強硬な反対意見をもつて米側と折衝したといふことではあります。円で買ったものを四十年払いで返却するに、そのときどきの為替レートで円を換算し直すといふことは、日本の通貨に對する不利益をみずから承認するものであります。われわれもまたこの条項の適用をできるだけ避けたいと希望するものであります。ドル条項に關するわが方の反対意見に對し、米政府より拒否の回答を受け取つた政府は、四借款の方式を放棄して、ドルで買ひ、ドルで借り、ドルで払ふというドル借款の方式を提案したといふこと

であります。この申し出は米政府に、はなはだしく奇異の感を抱かしめたと思つておられるのであります。米政府としては、おそらくどの国も貴重なドルをもつて余剰農産物を買つてはくれまいから、アメリカには不利であるが、相手国が買ひやすいようにとの配慮から、わざわざ処理法中に現地通貨で売却して、現地通貨で借款を与える規定しておるのであります。こゝろにわが国が向うがわざわざ供手しておる便宜を、受ける方が断つておられるから、アメリカ側を驚かせたものであります。アメリカ側がこれの予期しない事態が生じたのであります。利な提案に接して、いろいろと便法を考えた上で、日本側の提案を原則的に承し、一応円で買ひ付け、直ちにそれをドルに振りかえるという方式が、日本側の新しい提案として持ち出されるようにという意向が非公式にもたらされて、結局はその線で交渉がまとまつたといふことが、これもまた新聞に報せられておるのであります。私は、こゝろした新聞報道が真相であるかどうか、わかりません。しかし、ドル条項のない四借款といふことでいま一押ししてみれば余地はなかつたものであろうか。這般の消息につきまして、外務大臣から納得の行く御説明をお願いしたいのであります。

さて、そのような経過をたどりまして、本協定の借款条件は如何であるか。一応円で買ひ付け、直ちにドルに振りかえて特別勘定に積み立て、支払いはドルによつて行ふが、日本国政府が希望するときは、そのときどきの為替レートによつて換算された円をもつて

であります。この申し出は米政府に、はなはだしく奇異の感を抱かしめたと思つておられるのであります。米政府としては、おそらくどの国も貴重なドルをもつて余剰農産物を買つてはくれまいから、アメリカには不利であるが、相手国が買ひやすいようにとの配慮から、わざわざ処理法中に現地通貨で売却して、現地通貨で借款を与える規定しておるのであります。こゝろにわが国が向うがわざわざ供手しておる便宜を、受ける方が断つておられるから、アメリカ側を驚かせたものであります。アメリカ側がこれの予期しない事態が生じたのであります。利な提案に接して、いろいろと便法を考えた上で、日本側の提案を原則的に承し、一応円で買ひ付け、直ちにそれをドルに振りかえるという方式が、日本側の新しい提案として持ち出されるようにという意向が非公式にもたらされて、結局はその線で交渉がまとまつたといふことが、これもまた新聞に報せられておるのであります。私は、こゝろした新聞報道が真相であるかどうか、わかりません。しかし、ドル条項のない四借款といふことでいま一押ししてみれば余地はなかつたものであろうか。這般の消息につきまして、外務大臣から納得の行く御説明をお願いしたいのであります。

であります。この申し出は米政府に、はなはだしく奇異の感を抱かしめたと思つておられるのであります。米政府としては、おそらくどの国も貴重なドルをもつて余剰農産物を買つてはくれまいから、アメリカには不利であるが、相手国が買ひやすいようにとの配慮から、わざわざ処理法中に現地通貨で売却して、現地通貨で借款を与える規定しておるのであります。こゝろにわが国が向うがわざわざ供手しておる便宜を、受ける方が断つておられるから、アメリカ側を驚かせたものであります。アメリカ側がこれの予期しない事態が生じたのであります。利な提案に接して、いろいろと便法を考えた上で、日本側の提案を原則的に承し、一応円で買ひ付け、直ちにそれをドルに振りかえるという方式が、日本側の新しい提案として持ち出されるようにという意向が非公式にもたらされて、結局はその線で交渉がまとまつたといふことが、これもまた新聞に報せられておるのであります。私は、こゝろした新聞報道が真相であるかどうか、わかりません。しかし、ドル条項のない四借款といふことでいま一押ししてみれば余地はなかつたものであろうか。這般の消息につきまして、外務大臣から納得の行く御説明をお願いしたいのであります。

昭和三十年六月十日 参議院會議録第二十二号 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件(趣旨説明)

官報(号外)

支払うこともできるということになつておられます。これはどういふことであるか。金利の点を除外として見ますならば、そのときどきの海替レートのよつて当方の支払額が左右されるという点では、ドル条項付の円借款と何ら異なるところが無いものであります。結局はその間に落ちつくのであるならば、何を苦んで今日まで長い間折衝を続けてきたのか、こゝ言いたないのであります。

ただ一つ、ドル返済が、ドル条項付の円借款と異なる点は、円による返済の場合の金利が四分であるのに対し、ドル返済の場合の金利は三分であるという点であります。政府はおそらくこの点を特に強調せらるることでありましょう。しかしながら、表面的には確かに一分の有利でございますが、全体的に見まして、わが国の経済にとつて果して有利であるかどうかは、大いに疑問とするところであります。

そもそもこの余剰農産物の引き受けは、わが国の経済的開発に貢献するといふことには、外貨の節約といふことを一つのねらいとしておるのであります。この借款を償還するためには、外貨を獲得することを必要としなないといふ点にうまい味があるのであります。ドル借款といふことでは、このうまい味はなくなつて参ります。返済され、積み立てられた円貨が、アメリカによつて日本商品の購買に使われるという利点は消滅してしまふのでございます。三分の利子でドルで返してしまつた方がわが方に有利か、四分の利子でも円資金をもつてアメリカにわが国で使用して貰つた方がわが方に有利であるか。私

は金利においては年一分の差は生じますが、ドル貨調達に義務を免れ、国際収支上好ましい結果を生ずるものとして、円払いの方が有利であると考へるのでございます。そこで、もし必要に応じて金利の上の利益をも得られる道を残しておこうとするのであれば、円払いをもつて原則とし、必要に応じてドル払いによることもできることにした方がよかつたであらうと思ひます。すなわちドル払いを原則とし、円払いを例外としている本協定とは逆のやり方がよろしかうかと考へるものであります。

政府は、この選択事項は日本側の独自の判断で、いづれとも好むがままに選択できると考へておられるのかも申しませんが、それならば、政府はほんとうに円払いの意思を持っているのであるかどうか。どの程度を円払いとする意向であるか、これらの点について大蔵大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

なおまた、ドル借款につきましては、御承知の通り交渉の途上において、世界銀行側より六千万ドルの借款供与と関連をいたしました。異議の申し入れがあつたといふことを聞いておられます。円払いの規定を選択事項として挿入いたしましたのも、この世界銀行の異議申し入れに影響されましたものと伝えられておるのであります。その後世界銀行側といかなる折衝を行なつて、いかなる結果に到達したのであるか、ドル借款を設定することによつて、世界銀行には何らの影響も生じないという明確な保証を得ておられるかどうか、この点をも承わりたいのでございます。

質問の第四は、将来の見直しについてであります。この協定は、アメリカの農産物貿易の促進及び援助に關する一九五四年法に基く本年度限りの協定であります。しかしアメリカ側は、なお多量の余剰農産物を保有しており、早急にこれを処理し得るものとは考へられませんか。従つてアメリカとしては、今後ともこの種協定による余剰農産物の買い取りをわが方に申し入れてくることであらうでしょう。わが国といたしましては、明年度以降、この借款の供与がとまるならば、必要な資金は国内の貯蓄の増強をもつてその穴を埋めるといふことになりましようが、それは満足な投資計画を立てることも困難ではなからうかと考へるのであります。従つてわが方としても、ある程度の買い入れを明年度以降も続行する必要があるであらうと思われまふが、こゝした点で将来の見直しはいかかであるか。外務大臣並びに大蔵大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

次に、学童のため千五百万ドルの贈与があるわけですが、本件につきましては満腔の賛意を表する次第であります。学校の給食設備等が新設されることも、これによつてできるわけでございます。しかし本年度限りといふことになりまふと、この設備は死んでしまふわけでございます。来年のこの種借款が必要であると思はれるわけでございます。閣下大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

なお最後に、私は日本農民のために一言申し上げたいと思ひます。この種の協定による農産物の輸入は、わが国

農民にとつて少からぬ影響が心理的にも与へられておるわけでありまふ。従つてこの種借款は、やはり日本の経済開発のために相当使用されることと期待されておるのであります。農民のためにこれが資金を十分生かして、日本の食糧供給の十分にバランスのとれるような政策を打ち立てるためにも、この種資金を農民のために使用することがまことに望ましいと思ひます。以上をもちまして私の質問を終りいたします。(拍手)

○國務大臣(重光葵) 御質問の諸点についてお答えをいたします。この協定について、少しも交渉において特に遅延をさせるとか、遅延をしたといふことも、実はないのでございまして。昨年の秋のワシントン交渉においては、買付の品目とか総額の大綱については了解に達しておつたのでございまして、その協定の詳細については何もまともしておりません。そこでこの借款を成立せしめるかどうかについても、これら農産物を中心とする内外の経済事情を十分に検討をいたさなければなりません。それについて相当の時間を要しましたことは事実でございます。国内的にもこれを受け入れることが適當であるという判断に到達し、かつまた、今お話しした点もございましたが、東南アジア方面の農産物に關する経済事情も考慮いたしました。こゝういふ判断の上によつて、この交渉を進めることになつたのでござ

います。アメリカ側の方においても、当初におきましては十分考へ方がままつておらないで、それら双方の考へ方をまとめるために、時間は相当長引いたのでございまして、第一、この借款を日本側としてはあくまで自主的に使用できることにしなければなりません。また条件につきましても、金利、年限等について、十分わが方に有利に協定をしなければならぬ、こゝ考へまして交渉を進めて参りました。自主的な使用、金利、年限等につきましては、合意ができましたのでございまして、そのほか若干の条件と問題について、双方の意見をまとめるのに相当時間を要したのでございまして、しかしこれも先ほど御説明申し上げました通りに、支払いは、その日本側の選択によつて、ドルでもよろしい、円でもよろしいといふことに結局相なりまして、それも世界銀行の了解は十分につけた後にさういふことに相なりまして、これが日本側にとつて一番有利な条件であるといふ結論を得まして、この協定ができた次第でございます。さういふわけでありますから、相当長時間の交渉時間を要したのでございまして、国会の承認を得る段取りに相なつた次第でございます。

この協定は、むろんこの問題限りではございまして、今後のことについては、むろん今後の、そのときの必要に応じてこれはまたこの種の問題が起るかもしれませんが、それは全然別個の問題でございます。

以上の通りにお答え申し上げます。
(拍手)

國務大臣(河野一郎君登壇、拍手)
○國務大臣(河野一郎君) お答えいた
します。

余剰農産物は御承知の通り、わが国
の食糧輸入の必要量の一部でございます
すので、この余剰農産物を入れること
によって、わが国の食糧の需給に悪影
響を及ぼすようなものではないのでござ
います。従いまして、御承知の通りであ
ります。従いましてこれを輸入すること
によつて、わが国の農産物価に悪影響
を来たすとか、ないしはまた、わが国
農民諸君の増産意欲に支障をきたすと
かいうようなことは、絶対にございま
せん。この点はアメリカの方では余
たものでございますけれども、わが国
においては必要量の範囲内において入
れるのでございますから、その点は御
了解願いたいと思ひます。

その別の角度からいたしまして、御
指摘になりました、これを入れる時期
その他について、いろいろ御意見がご
ざいました。これについては万事操
作によつて支障がないようにいたすこ
とにいたしております。

その他これを通じてやつた場合にど
りかというふうなことにございまして
は、ただいま外務大臣からお答えがご
ざいました。農林所管といたしまして
は、ただいま申し上げましたようにな
る。御意見を申し上げます。この
制度が維持されていくことについては、
一向差しつかえない、このように
うに私は考えます。

最後に、このようにして得た資
金を十分に農村に使うようにという御
指摘をいたしました。この点につき

ましては私も全く同感でございます。ま
して、愛知用水その他八郎湖、北海道開
発等に十分に有効に運用して参りた
い、このように考へておられます。こ
れをお答え申し上げます。

國務大臣(一萬田尚登壇)
○國務大臣(一萬田尚登壇) お答えい
たします。

今度の協定がおくれたので、財政投
融資に支障がないかという御質問が第
一点であります。私どもがこの現物
の引き渡しは今後順調に行われるとい
う見通しに立つておりますので、財政
投融資の計画に支障が生ずることはな
いと考へております。

それからもう一つ、この円で農産物
を買つてこれがドル借款にかわる、こ
れはドル条項を入れたと同じじゃない
か、このように御質問もあつたよう
でございます。私どもが特に大
蔵当局として考へましたことは、円債
務にあつたらドル条項が入るといふこ
とは、他の同種の円債務について波及
するところも大きいことでありまして、
円債務のものにあつたらドル条項を作る
ことは私は困る。そういう意味合いにお
きまして今回の支払いの方式がドル債
一つはドル借款、ドルで買つてドルで
払ふ。それでもいいが円で返してもよ
ろしい、このように御質問いたしました。

これは非常に長い期間の借り入れであ
ります。四十年も長いのであります。か
ら、今後において日本の経済の情勢を
よく見まして、そうしてそのときに応
じて日本のために有利な方法で返す、
まあ私どもの考へでは、やはり円で返
すことがお説のように適當であらう。
このように考へておられるのですが、
これは長い将来のことでありまして、

そのときにおける国際収支の点も十分
考へた上で、決定をしたい、かように
考へております。

それからもう一つ、来年あたりはど
うか、これは余剰農産物処理法を見
ますと、大体これは三カ年を対象にし
ております。そういうことであります
ので、来年度についても日本において
そういう希望がありますれば、これは
私、また買入れられる可能性を持つと
思つておるのであります。今のところ
るそういう決定はいたしてございま
せん。これはとくと日本の農業事情その
他を考へて、あるいは内外の情勢も
考へて、十分に検討を加えて決定すべ
きことであらうと考へております。

國務大臣(石橋湛山君登壇、拍手)
○國務大臣(石橋湛山君) この余剰農
産物の問題が、日本の東南アジア等の
貿易に支障を起さないかという点の御
質問と存じます。これは東南アジア各
国から今年日本が輸入する農産物につ
きましては、米にいたしまして、その
他のものにしては、日本の外貨
事情もございまして、それよりも先方
の輸出能力、それから品質、価格とい
うものを検討いたしまして、各国が要求
をする、そして日本で受け入れるそ
れらの品質、価格等におきまして、受
け入れられる限りは本年各方面から買
い入れることにいたしてございませ
ん。余剰農産物が本年入つて参ります
というところが、東南アジア貿易に支障
を起すというところは絶対でございます
。できるだけの輸入はするようにな
す。従つて日本からそれに対する
輸出も行われるようになってございま
すから、御了承願ひます。(拍手)

○議長(河井八郎君) 清澤俊英君。
〔清澤俊英君登壇、拍手〕
○清澤俊英君 私は日本社会党第四控
室を代表いたしまして、関係大臣に若
干の質問をいたしたいと思ひわけであ
ります。

今回政府によりまして調印されまし
た本協定は、關するところ、アメリカ
が自国の農業恐慌の切り抜けのために
とつておる農産物価格維持政策の結
果、ストックとなつた八十億ドルに上
る膨大な農産物の始末に困つて、焼き
捨てでもするよりほか方法のないこれ
ら農産物を、援助と防衛の美名にかく
れて、他国に有利に売りさばこうとす
る一石二鳥のねらいからでございませ
るのであつて、しかもその根本趣旨はア
メリカの国内法、すなわち一九五四年
法を中心として本協定が結ばれたた
め、アメリカの貿易を阻害したり、自
國農業を圧迫することのないよう考慮
された結果、いろいろ協定の中に制約
が加えられておるのであります。従つ
ていろいろの制約につきまして、私は
以下順を追つて関係大臣にお伺ひいた
したいと思ひます。

まず、農林大臣にお伺ひいたしたい
と思ひますことは、本協定による農産
物輸入は、アメリカの通常貿易を阻害
しないことになっております。と同時に
に、自由国家間の貿易関係を實質的に
害することがないように合理的な注意
が払われることに合意するとなつてお
りました。昨年のMSA協定を結ばれ
ました際に、そのときの条文は、アメ
リカ合衆国または他の友好国の通常の
市場取引を排除し、またはこれに代替
してはならないものとなつておるので
あります。従つて取り扱ひも昨年同

様といたしますならば、通常取引の
上積みとなる過剰持ち越しとなるよう
なことはないかどうか。たとへば本年
の小麦の輸入予定量は、二百二十四万
数千トンになっておりますが、二十八
年、二十九年度買付が通常買付としま
して百九十七万トン、約二百四十万
トンに上つておるのであります。本協定買付
で二千二百五十万ドル、約三十四万ト
ン、三十四万トンは、先日の新聞によつ
て農林大臣が発表せられた数字であり
ます。これを加算すれば、すでに予定
量を超えておるのであります。従い
まして本協定による買付は、食糧のワ
ク内で買付付けているのであります
か、ワク外で買付となるのであります
か、お伺ひいたしたいのであります。もし
米國のみを通常取引のワク外として取
扱つたならば、カナダや、豪州やアル
ゼンチンなどからの小麦と、東南アジ
ア諸國からの米を輸入することによつ
て、輸出増進策の裏づけとしておつた
のでありますから、国内貿易を阻害す
ることに数字上なるのかどうか、農林
大臣にお伺ひいたしたいと思ひのであ
ります。

もう一つ、アメリカから国際小麦協
定による百万トン、本年度分もこの受
入れで三十四万トン、これに通常輸入
これははつきりわかりませんが、聞き
ますれば七十六万トンといわれてお
る。これを加えますならば、小麦の
輸入はアメリカ分で余つておるのであ
ります。もし七十六万トンを加えま
したとしまして、若干トンを加えま
したとしまして、約七割以上がアメ
リカ一國からの輸入になるのでありま
す。かかる一方的買付が、これから世
界市場を開拓せんとする日本の実情に

○議長(河井八郎君) 清澤俊英君。
〔清澤俊英君登壇、拍手〕
○清澤俊英君 私は日本社会党第四控
室を代表いたしまして、関係大臣に若
干の質問をいたしたいと思ひわけであ
ります。

今回政府によりまして調印されまし
た本協定は、關するところ、アメリカ
が自国の農業恐慌の切り抜けのために
とつておる農産物価格維持政策の結
果、ストックとなつた八十億ドルに上
る膨大な農産物の始末に困つて、焼き
捨てでもするよりほか方法のないこれ
ら農産物を、援助と防衛の美名にかく
れて、他国に有利に売りさばこうとす
る一石二鳥のねらいからでございませ
るのであつて、しかもその根本趣旨はア
メリカの国内法、すなわち一九五四年
法を中心として本協定が結ばれたた
め、アメリカの貿易を阻害したり、自
國農業を圧迫することのないよう考慮
された結果、いろいろ協定の中に制約
が加えられておるのであります。従つ
ていろいろの制約につきまして、私は
以下順を追つて関係大臣にお伺ひいた
したいと思ひます。

昭和三十年六月十日 参議院會議録第二十二号 農産物に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めめるの件(趣旨説明)

即しておると思ふかどらうか、経審長官の御所見をお伺いしたいと思ふのであります。

次に、多くの農民は、米麦の輸入過剰となりまして、このことは先ほど佐藤君が熱烈に要望されましたが、外米麦の値下りがあり、圧迫を感じておることは事実であります。従いましめてこれに対しましては詳細なる数字をもつて、心配ないと、一つお教え願ひなければならぬのであります。(その通りと呼ぶ者あり)

次に文部大臣にお伺いいたします。本協定にわが國の学校児童の福祉計画を拡大するために、アメリカから小麦、脱脂粉乳千二百万ドル、米糖三百万ドルが贈与されるのであります。これは一九五四年法の第二章、飢饉援助としてアメリカより贈与されるのであります。従つてこれを学童に配給する場合は、無償になると思ふのであります。文部大臣はいかなる配付形式を考へておられますか、まずお伺いしたい。

次に、無償配給を受けたとき、学童はどう考へるでございましょうか。かりにこれはアメリカの贈り物だと一々先生が言わなくても、これは次第に学童に知れると思ふのであります。この場合考へられますことは、日本は戦争に負けた貧乏な國だ、われわれは弱い國だ、アメリカは豊かな偉い國だといふ卑屈な考へが、長く純真なる幼童の頭にしみこんでしまふことが考へられないでしまふか、どうですか。第二の國民としての学童が、こんな氣持をもつとすれば、大へんなことだと思ふのであります。すでに痛歎すべきところの、アメリカ兵にすがりついて歩

いておる、ここではつきり言えませんが、日本の旗の姿だけ申し上げておきますから、あと御推察願ひます。終戦直後米軍のキャラメルにむらがり集つた学童たちの姿が最近漸くなくなつてきたと思つたとたん、学童福祉増大に名をかりまして、また贈与されて参つたのであります。この贈与を大臣はいかなる氣持で、總理大臣がいないので、總理大臣に実はお伺いしたいのであります。だめだといふので、文部大臣に一つかわつて、どんな氣持で、これを何ら考へないでお受けになつたかどらうか、心境をお伺いしておきたいと思ひます。文部大臣はそんな心配は絶対にないと言ひ切れるかどらうか。いかなる心理的対策をお考へになつておるか、しつかりした答弁をお願いいたします。私が考へますならば、この贈与の千五百万ドルは、結局しますならば、今のよ様な心理的效果をねらひ、一方におきましては、あり余つた余分の小麦をだんだん日本の國民に食ひならすことによつて、それで自分の市場を開拓しようといふ一石二鳥のねらいであることは、私は至つて、人のしますことを悪く見ないたつて、ほかの者であります。(笑聲)従つて、そういう私は純真な子供のような考へでありますから、人のしてくることが、またちゃんとかかる、こういうことになりまして、はつきりした文部大臣のお答を願ひたいのであります。

第三は、外務大臣にお伺いしたいのであります。受入農産物をアメリカ合衆國に対する非友好國が入手する可能性を増大する結果をもたらしてはならないといふ事項が第四條の二項にあるのであります。これは至つて漠然

として、よろわからないのであります。一九五四年法の第三百四條によりますと、「友好國に対し、ソヴェエト社会主義共和國連邦又はソヴェエト社会主義共和國連邦の支配若しくは統制を受けている國との食料品、原材料及び市場の取引について独立することを援助」するよう大統領は、「この法律で定める権限を行使しなければならぬ」と明記してあります。日中、日ソその他共産國との貿易を阻害し、または不可能にするのではないかと考へられるのであります。ことに詳細な親切なる御答弁を大臣から得たいと思ひます。この品物を買つたならば、権限で行うといふ、権限が与えられておるのであります。この点に對しましては、特に親切丁寧な外務大臣の御答弁をお願いしたいのであります。この事項によつて、かりに日本が綿布をもちつた、あるいは食糧をもちつたといふことが、それがきつかけとなつて、その品を出したか、どの品を出したか、一しるしがつかないのでわからないのであります。そういうことでしつぽをとらえて、これは独立の権限ではならぬ、ということになつたら、中止せられることになりまして、至つて重大な点だと思ひますので、特に親切丁寧なる御解説を願ひたいと思ひます。本条項がかりに實際貿易上さしたる支障がないといつたしましても、ソ連や中共に与える心理的影響は絶対ないとは言えないのであります。ただいま日本は、すでにロンドンにおきまして国交回復の交渉が始まつておるのであります。國民注視の焦点であるとともに、

總理の願望でもありましたし、また民主黨の公約でもあります。かかる時にかかる事項のある協定を結ぶことが、ソ連の国交回復の交渉、並びに目下進展しつつある日中貿易等に對する影響はどうかであるか、経審長官並びに外務大臣の御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

次に、日銀積立金になりまして、この七〇%分の五千九百五十万ドル、二百十四億の使途が、電源開発に使われ、あるいは農業開発に使われ、生産性本部に使われ、これは、お伺いしておる通りであります。これに對しては疑問を持ちませんが、この使用に當りまして、米國との完全了解が、ついておるかどらうか。世界銀行から先般六千万ドルの愛知用水の借り入れ等をいたしましたとき、地質調査から設計の果てまで、あるいは機械の借り入れまでに、一々ごめんどうなワクがついておるのであります。ひもがついておるのであります。この金を使ひます際に、一体どういふ使ひ方をされるのか。そういうワクが、ひもがついておるかどらうか、そういうワク内にはめられておるかどらうか。これをはつきり一つお教え願ひたい。

次に、第五條に米國側の使用分のことをいろいろ書いてあります。そのうちに、九十二億のアメリカ側が使ひますその金の中に、六十二億二千万円は共同防衛上の装備であるとか資材であるとか、施設及び役務の支払いであるとかいふものに使われるのであります。十九億五千万円余りは域外買付及び役務の調達として、すなわち軍事費として大体アメリカ側が使ひ合計は、

七十億をこえておるのであります。これらのことは、全く私は自主性をなした協定でありまして、他國々の不評判をかかつておるのではないかと思ふのであります。その上、一々この法案の内容を検討いたしますならば、現在船積み折半であるとかいふようなことは、結局日本の米を高くする。また棉花の買入れにいたしましたも、その棉花は國內で消費するブラジル綿等から見ますれば、非常に高い棉花を高い船賃をもつて入れておる。紡績業落のこの大波を受けておる際に、こゝろいものを國內で消費しなければならぬといふやうなことがやられておる。日本人といつたしましては、まことにこゝろいいろいろな事項、そのほか、わずかの金でありますけれども、こゝろい金の中から自國の農産物市場開拓に九億何千万円を使うとかいふやうなことが、いろいろな重なつております。自分の國で焼き捨てなければならぬやうな米を持つてきて、その受取つた金で自國の農業開拓、農産市場を開拓しようといふやうな、そういういろいろおる、このほかたくさんなものがある。こゝろい契約は、首相はおられませんが、外務大臣は、一体どういふ考へでこれを受け入れられたものであるか。これに對しまして一つ外務大臣の受け入れの際の心境を伺ひたい。

これを要しますに、一口で申しましたれば、場合によつては捨ててしまふなければならぬやうな余剰農産物を、必要だが買ひに困つていふ諸國の足元を見込んで、自分の勝手の思惑ぶりを発揮しているのがこの協定であります。

七十億をこえておるのであります。これらのことは、全く私は自主性をなした協定でありまして、他國々の不評判をかかつておるのではないかと思ふのであります。その上、一々この法案の内容を検討いたしますならば、現在船積み折半であるとかいふようなことは、結局日本の米を高くする。また棉花の買入れにいたしましたも、その棉花は國內で消費するブラジル綿等から見ますれば、非常に高い棉花を高い船賃をもつて入れておる。紡績業落のこの大波を受けておる際に、こゝろいものを國內で消費しなければならぬといふやうなことがやられておる。日本人といつたしましては、まことにこゝろいいろいろな事項、そのほか、わずかの金でありますけれども、こゝろい金の中から自國の農産物市場開拓に九億何千万円を使うとかいふやうなことが、いろいろな重なつております。自分の國で焼き捨てなければならぬやうな米を持つてきて、その受取つた金で自國の農業開拓、農産市場を開拓しようといふやうな、そういういろいろおる、このほかたくさんなものがある。こゝろい契約は、首相はおられませんが、外務大臣は、一体どういふ考へでこれを受け入れられたものであるか。これに對しまして一つ外務大臣の受け入れの際の心境を伺ひたい。

これを要しますに、一口で申しましたれば、場合によつては捨ててしまふなければならぬやうな余剰農産物を、必要だが買ひに困つていふ諸國の足元を見込んで、自分の勝手の思惑ぶりを発揮しているのがこの協定であります。

これを要しますに、一口で申しましたれば、場合によつては捨ててしまふなければならぬやうな余剰農産物を、必要だが買ひに困つていふ諸國の足元を見込んで、自分の勝手の思惑ぶりを発揮しているのがこの協定であります。

これを要しますに、一口で申しましたれば、場合によつては捨ててしまふなければならぬやうな余剰農産物を、必要だが買ひに困つていふ諸國の足元を見込んで、自分の勝手の思惑ぶりを発揮しているのがこの協定であります。

これを要しますに、一口で申しましたれば、場合によつては捨ててしまふなければならぬやうな余剰農産物を、必要だが買ひに困つていふ諸國の足元を見込んで、自分の勝手の思惑ぶりを発揮しているのがこの協定であります。

これを要しますに、一口で申しましたれば、場合によつては捨ててしまふなければならぬやうな余剰農産物を、必要だが買ひに困つていふ諸國の足元を見込んで、自分の勝手の思惑ぶりを発揮しているのがこの協定であります。

これを要しますに、一口で申しましたれば、場合によつては捨ててしまふなければならぬやうな余剰農産物を、必要だが買ひに困つていふ諸國の足元を見込んで、自分の勝手の思惑ぶりを発揮しているのがこの協定であります。

これを要しますに、一口で申しましたれば、場合によつては捨ててしまふなければならぬやうな余剰農産物を、必要だが買ひに困つていふ諸國の足元を見込んで、自分の勝手の思惑ぶりを発揮しているのがこの協定であります。

日本が昨年七月より借り入れを企図しましたことは、今も佐藤君が申しました通り、金は毎年一億三千万ドル、三カ年総額として総計四億ドルでありました。それが一億ドルとなつて、実際日本が使える金は二百十四億円、しかも三〇%の約九十億円は、現に向うから持つてきて払わなければならぬ金を、向うのくされでこれを代替しようとしているというより、これを考えましたならば、先ほどいろいろお伺いしておりますところの諸点を総合して考えますとき、果してこれまでに二百十四億という金が日本になければどうしてもならぬというのかどうか、これは私は疑問と思つております。

諸般の事情を考えて見ますとき、衆議院の予算審議の経過、または本院の予算審議の状況等を通じて、これはひとえに政府の不統一なる、はなはだ一貫しない政策の結果、アメリカに押しつけられたのだと私は考えるのであります。(拍手)アメリカは得をするけれども、日本はちつとも得をしなない。すなわち、日本経済を自立の道に導くものとは私は考えられない。職員の道に導くところの悪協定である。私は考えるのであります。この日本経済自立の見通しと関連いたしました。ただいま首相はおられませんから、経費長官はどうか考えておられますか。お答えをお願いいたしますのであります。私は社会党を代表いたしました。これで質問を終わりたいと思つております。(拍手)

いろいろ御質問があるようでございすから、数字をあげまして御了解を願いたいと思つております。小麦につきましては、通常アメリカから輸入いたしたものが七十五万トンでございまして、余剰農産物で予定いたしてございすものは三十四万トンでございす。しかし、これは全体の輸入計画の二百十九万トンの中でございすから、これで御了解願ふと思つております。小麦につきましては、二十万トンが通常の大麦でございす。この余剰農産物は五万五千トンで、全体の三十三年度の輸入計画は五十万トンでございす。米につきましては、通常が二十万トンであり、余剰農産物が十万トンであり、三十三年度の全体の輸入予定量が百十九万五千トンでございすから、この数字を御批判いただきますれば、いかにこれが必要量の範囲内であるということが御理解できと思つております。しかもこの品質等については詳細の規定がございまして、決してくされでもなければ、食べられないものでもありません。これらにつきましても、すでに御承知の通り、米の品質につきましても、純内地米に近いものでございす。麦につきましても、厳重な規格によつて買入れられます。価格につきましても、世界市場の価格といたうことになっておりますから、高いものを買入よりなことは絶対にいたしません。御答弁申し上げます。(拍手)

〔國務大臣重光葵君登壇、拍手〕
○國務大臣(重光葵君) お答え申し上げます。米国の一九五四年の法律、これに関連しての御質問でございました。なるほど協定の第四条の第一項におきましては、この協定で日本の受け入れた物資、その加工品を米國に對する非友好國にまた出してはならないという趣旨でありまして、これは今日國際關係において激しい、いわゆる冷戦が行われておるのでありますから、この点は、日本は受け入れた品物をまたさういふ非友好國に出してはならないといふことであつて、また出さず意向は全然ないのでございす。ただ御質問の、このアメリカの法律において、輸入に對していろいろ希望の、制限的な規定があるのございす。三四条でございす。この輸入に對しては、この今回の協定には、少しも制限を受けておらないのございす。何ら米國の關係を持つておらないのであります。従つて、たとへばソ連國の物資、また中共からの物資を適當な条件下で、また日本の希望する条件下で輸入する場合においても、何らこれに制限を受けるものではないのございす。さうなわけでありまして、かような点に對しては支障のないものと心得ております。それから、この協定は、大體面から申しますれば、余剰農産物でありまして、米國にも非常に利益になる点がございす。しかし、日本といつたしましては、いづれの道、食糧、棉花等を輸入しなければならぬので、わが國の必要とするこれらの物資を四割で取得し得るのみならず、その代價の七割に相當する部分を長期借款として、わが國の經濟發展のために使用し得ることになるのでありますから、これは大體上都合がよい結果になると思つて、私はこの交渉を進め、

またこの協定に署名をいたしました次第でございす。私のお答え申し上げますのは以上でございす。(拍手)

〔國務大臣高橋達之助君登壇〕
○國務大臣(高橋達之助君) 御質問にお答え申し上げます。

先ほどの農林大臣、外務大臣のお答えで大體尽きておると思つて、さうにこれを補足いたしますと、この米國側から借りた二百十四億で、か、これについては、その使用についてひもがつかないかということにございす。これは大體のワクとして電源開発、それから受知用水そのほか農業開発、そのほか生産性本部の問題、こゝろに大體のワクは、これは借りますときに條件を話したわけでありまして、このワク内において使用するときは、あるいは世界銀行から借金するやうな場合に、あの手この手といふいろいろな手にもございす。日本で自主的にこれを使ふ、こゝろに御了承願ふと思つて、さういふやうな話し合いがございす。

それからアメリカ側の使用いたした二千五百五十万ドルの分をございす。これは大體一千七百万ドルは米軍の住宅に使用し、こゝろにございす。これは日本の經濟のじやまにならぬやうに使用し、こゝろにございす。これは住宅に一千七百万ドル使用し、あつて五百五十万ドルは、これから二百OAの域外貸付に使用し、それから二百万ドルは、アメリカの農産物の市場開拓といふことになってございす。これは日本のじやまにならぬやうに、大體日本において小麦を消費するためにパン食を奨励するとか、あるいはパンの作り方について宣伝するとか、さういふ方面に使用したい、こゝろにございす。そのほかの問題につきましては、七十五万ドルをこゝろのもの、これは学生の交換等に使用し、こゝろに話をつけまして日本經濟のじやまにならぬやうにやつてもらうといふやうなことで、その原則の下に、大體これはアメリカ側はアメリカで自主的にやる、こゝろに話し合いがございす。

それから御質問の、大體この取引については、日本として非常な不利な結果にならないかといふやうなことでございす。これはいろいろ考へてみますと、御承知のごとく、日本としては非常に必要な物資であつて、それを買い取つて、それが長期で、しかも三年間は無利息である。四十年年賦である。これをドルで払います場合には三分で払ふ。三分の利息といふことになりまして、三年据置期間をおきますと大體二分五厘六毛になつております。この二分五厘六毛の安い金を使わなければ、日本の電源開發をやつても、また農地を開発しても、非常に高いものになる。われわれが現在困つておりますことは、電源開發すれば高い金利の金になつてしまつて、ついに電力料金が高くなり、また農地を開発いたしましたとしても高い金利では困る。こゝろにございす。日本の經濟開發の長期經濟計画に非常な役立つものと考えまして、これは、はなはだ日本のためには有利だと、こゝろに確信してございす。

昭和三十年六月十日 参議院會議録第二十二号 農産物に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めめるの件(趣旨説明)

○國務大臣(松村謙三) 答へをい
たします。

このお尋ねの点につきましては、今
なおその受け入れる方法につきましては、
は、細目の交渉中でございます。お話
の通りに児童に卑屈感を与えるような
方法でやるようなことはいたさない
と、こういうことで今日いろいろ計画
を進めておる次第でございます。

○議長(河井彌八) 清澤君、どうい
うことですか。再質問ですか。登壇を
望みます。

○清澤俊英君(登壇、拍手)
○議長(河井彌八) 壇上から御発言
をお願いします。

○清澤俊英君(登壇、拍手)
○議長(河井彌八) 壇上から御発言
をお願いします。

文部大臣にお伺いいたしましたこと
は、総理大臣のかわりとして、これを
受け入れるとき、そういうことを考慮
してやられたか。これから計画をするか
しないかというのを聞きしてある
のじゃない。それくらいのことでは考
えて、もうどのようにやるのだというこ
とはお考えになって、これを契約せら
れたのかどうかということ、あなた
よりは総理大臣に実は聞きたかつたの
だが、もし、お答えがでなかつたら、
総理大臣と相談して、時期を選ん
で一つ総理大臣のお答えにしていただ
きたい。この際おことづけをいただき
たいと思います。

トンはわかりました。それはわかりま
したが、私がお伺いしているのは、通
常取引として今アメリカからは七十五
万トン、あるいは七十六万トン入って
いるということは何かに聞きました
が、これは確かめてないのでありま
す。それでどうなるかということであ
ります。そうしますと、小麦は協定で
百万トン入ってくる、ここで今大臣が
言われたように、三十四万トン入って
くるというにして、もし七十五万ト
ンが実質的に入っているとすれば、こ
れは子供にもわかる数字じゃないかと
思いますので、それで七十五万トンの
数字をせつかく発表したのでございま
すから、いま一度その点をはつきりお
伺いしたいと思います。(拍手)

○國務大臣(河野一) 小麦のこと
でございますが、小麦の通常輸入量は
七十五万トン、そのほかに余剰農産物
として三十四万トン、贈与の分が八万
トン、そこで総輸入量は、予定が二百
十九万トンということになって、いま
を先ほど申し上げたので、ありまし
て、それでおわかりいただけると思
います。

○國務大臣(松村謙三) 答へを申
上げますが、大体これまでと同じこ
とに、児童に給食いたしますときには、
他の輸出入農産物とともに、やはり有
料で分けることを原則といたすつもり
でございますが、児童に対して卑屈感
を与えるようなことはないと考えてお
るわけでございます。そういうような
方法で行きますように、ただいまいろ

いろ打ち合せ交渉をいたしておるわけ
でございます。

○議長(河井彌八) 東隆君。
○東隆君(登壇、拍手)
○東隆君 私は社会党第二控室を代表
して、ただいま上程されている案件に
つき、総理大臣並びに閣僚諸君に若干
の質問を試みます。

私は今から三十有余年前に、精神分
析学を研究したことがあります。(笑
声)この学問は、ヒステリーの研究か
ら始まった学問であります。今回の
この日米間の協定には、常識をもって
しては理解できない節が非常に多いの
であります。いろいろなヒステリー
的症狀の協定であります。

まず、この協定の前文なるものが、
われわれには理解しにくい、はなはだ
しく怪奇なものであります。アメリカ
の「農産物の販売及び日本国によるそ
の購入から生ずる相互の利益を考慮
し、日本国における学校児童の福祉計
画を拡大するためアメリカ合衆國に
よる前記の法律の規定に基づく同國の農
産物の贈与が望ましいことを考慮し、
また、前記の購入から生ずる資金を兩
國にとって利益になる方法で利用すべ
きことを考慮して、次のとおり協定し
た。」この文章の中には「考慮し」とい
う言葉が三回も出ていますが、よほど考
慮して読まれば、この扮装した協定は
わかりません。今回の買戻は、外務委
員会メンバーの人がなさるべきであ
りますが、わが党では農林水産委員会所
属の私がいたすことになりました。ま
ず、最初の協定の前文から、懇切に外
務大臣より御説明を願わねばならぬ仕
儀となりました。理解の行くように御
説明を願いたいのであります。

私は本協定はヒステリーの症状を呈
しておると申しました。表面はいかに
も兩國が利益するようであります。一
億ドルのうち一千五百万ドルは贈与
で、ただで日本によすといたします。
残った八千五百万ドルのうち三〇%の
二千五百五十万ドルは、アメリカの意
のままに使用される分であり、日本が
本が自主的に使用し得るものは五千九
百五十万ドルであり、この金額は、日
本と同様に余剰農産物協定をなした諸
國に比較して、第一位にあるようであ
ります。しかし私のおそれていること
は、この日本の自主的に使用し得るこ
とになつていく金額が、果して日本の
自主的使用にまかされるかどうかとい
うことであります。

余剰農産物を海外に売りさばく米國
は、自國の農業恐慌をこれによって回
避するのでありますから、問題はござ
いません。その上、三〇%の二千五百
五十万ドルは、わが國の支払いによつ
て米國の意のままに使用される分であ
ります。残りの七〇%の五千九百五十
万ドルは、電源の開発、農業の開発、
生産性の向上という方面に使うことを
約束せられておるものであります。約
束せられても、この範圍で日本が自主
的に真に使うならば、世界銀行その他
と相まって効果を上げるかもしれませ
ん。しかし、このこと自体が、アメリカ
の余剰農産物を将来購入せしめない条
件を作るのであります。当然貸し主の
アメリカは、その意図を上手に変装し
てくるに相違ありません。ここに問題
がございます。問題を解明するには、
日本國民というセンサーはその変装を
見破らなければなりません。電源の開
発や、農業の開発、生産性の向上等の

変装に隠れたアメリカの意図を明らか
にしなければなりません。

電源の開発に際して、電源の調査そ
の他の名目で、実質的にアメリカの御
意にかなうもののみ資金の貸し出し
がなされるのではないかとおそれてお
ります。日本単独でこの資金を使つて
電源の開発ができる、総理大臣はこ
こで言いつけることができますか。それ
とも条件がつくのか、電源の開発はど
こをやるのか、電源開発の主体はだれ
がするのか、これらを明らかにせられ
たいのであります。

農業の開発という広範な題目は、農
地の開発に限定されているようであ
ります。その農地の開発の箇所も、先方
のお声がかかりで決定されるような公算
があるようで、すこぶるこれも心細い
のであります。日本独自で決定する
ことができず、お尋ねをする次第であ
ります。

生産性の向上というものは、一体何を
やるのですか。この名目で、究極する
ところは、軍需産業に重点的に使用せ
しめられるのではございせんか。こ
の中身を明らかにするとともに、ほん
とりに自主的にやるのでありますか。
未決定であるという答弁が私は予想さ
れますが、これこそ本協定の中心的な
中身と存じますので、明らかにこれに
ついてお答えを願いたいのでありま
す。私は直接この協定に当つた外務大
臣から、この中身を明らかにして
いただきたいのであります。

次に、昨年のMSAによる一千万ド
ルの贈与分の使途先は、アメリカのひ
もがあまりに強く、今日なお完全に消化
されていらないと聞き及んでおるのであ

りますが、いかなる状況になつておるか、この際首相、外務、大蔵、通産、いずれの方からでもよろこびます。これを明らかにここでもうたしていただきたいのであります。

私は、ただおそろしいものはないといふことを聞かされます。今回の余剰農産物の輸入は一千五百万ドルの贈与の形で参ります。これは十八億五千万円を使つて、加工し配給するという国庫支出が伴つておるのであります。決してただではないのであります。いわず、先刻申ししたようなことを、ひもつきでやらざるを得ないとするならば、ただおそろしいものはないといふことが明らかになるのであります。総理大臣は、この点いかようにお考えになるか、御明答をお願い申し上げます。

なぜこのうことを申すかと申しますと、農産物の受け入れは、法律は異なりますけれども、吉田自由党内閣の遺産でございます。民主党政はこの遺産を相続しなくともよいはずでございます。このような背後に日本をアジアにおけるアメリカの防壁にするような協定に、心から鳩山首相は賛意を表明されておられるのか、伺つてあります。御返答のいかんによりましては、將來を考えた申すならば、こんな協定を来年も取り結ぶつもりでありますか。その辺を明らかに首相からお答を願ひたいのであります。

次に私は、本協定を中心として、民主党政政府がわが国の食糧問題解決にいかなる態度をもたれているかを明らかにされたいと思つてあります。民主党政内閣は成立以來、食糧の需給態勢の

確立といふことにはまわめて熱心であります。食糧の自給態勢の確立には熱心であります。先刻の説明にも、「わが国の食糧の需給計画、同国の余剰農産物を購入することが適当であること」とあります。この際私は、日本が完全な自立をするために、食糧の自給態勢を確立することが必要か、食糧の需給態勢を確立することが大切か、はつきり首相から言明をいただくために、世界銀行ガナー副総裁からの書翰の一通をここに述べます。これは昨年六月、日本政府が招請した調査団の報告書の送り状の中の結論の結論ともいふべきところであります。

「もし、食糧輸入がさらに増加すれば、これに見合ふだけ工業製品の輸出を増加しなければなりません。これは原料の追加輸入が必要であります。従つて、食糧輸入の増加をカバーするために輸出する工業製品によつて得られる外貨受領額の増大は、このよくな輸入の価額よりもはるかに大きくなってはなりません。これは農産物を開闢して食糧を増産し、外国から食糧を買ふというところであります。世界銀行は農産物開闢ならば金を出しますよといふことでもあります。これに反して、本協定の、購入から生ずる資金を何国にとつて利益になる方法で利用することは、完全に日本の食糧自給態勢を破り、日本農民を救し、わが国国際収支をアンバランスにし、需給態勢を不健全にするものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)自給態勢か、需給態勢の確立か、いずれをとられるかを鳩山首相にお伺ひするのは、私は、河野農林大臣の委員会等における答弁で

は、この点を明らかにすることができないのであります。従つて、私が首相のお答をあえて強く要望をする次第であります。

次は、なぜ小麦をひもつきでアメリカから買わなければならないかといふことであります。私は小麦の輸入については、英国の小麦の買ひ方を学ばなくてはならないのであります。英国は世界の各地から小麦を輸入してあります。これは新しいもので、安く輸入できる方法であります。英国の工業製品を送り出すために賢明な方法であります。日本の製品を送り出すために、現在やむことを得ず輸入している小麦を有効適切に輸出の面に生かすことは、古い小麦を新鮮な小麦にかえ、貿易を拡張する方法であります。すでに世界は農産物中、食糧は買手市場ではなく、売手市場に変わつております。わが国産産物と貿易の拡大に専念されておられます通産大臣は、この方法によつて真の平和を作ること、この協定によつて武漢平和の日本を作るかの岐路に立つておるのであります。いずれを選ばれるか、御回示をわづらわしいのであります。

次に、農林大臣にお伺ひをいたします。大麥の輸入は大きな金額ではございません。しかし、大麥は粒食か、みそか、ビールか、飼料になるものであります。輸入の量は少くとも、わが国の水田裏作を含めて作付面積はいかよるにも伸ばすことができるものであります。日本産の小麥はパンに向きませんから、小麥の輸入はやむを得ずとしても、大麥まで輸入しなければならぬ理由が私にはいふまでもありません。まさか食費會計の赤字をなくする

ためとも考えられません。輸入する理由を明らかにされたいのであります。次に、米を輸入することになつておられます。これは非難を考へねばならぬ点があるもので、農林、通産両大臣と外務大臣からお答を願ひたいのであります。米は、当然自給態勢の確立のためにあらゆる施策が集中されねばならぬと思ひます。それには内地米に似ている加州米その他を入れるよりも、東南アジアの米を必要最低量輸入すべきであると思ひます。東南アジアは、売手市場といふべきは米よりもほかに数多くはございません。その市場を日本が開拓するには、何としても米を買わねば片貿易にならざるを得ません。この明らかなることを知りながら、東南アジアの諸国が、米国から日本が米を輸入することを好ましくないといふのを知りながら、なぜアメリカから米を輸入するのか。その理由を伺いたないのであります。もし、内地米と加州米が似ているとするならば、それよりもわれわれは韓国と国交を調整し、米を輸入すべきだと思ひます。目下韓国は日本に向けるものがなく、片貿易となつております。そうして日本の弱小な漁業家を苦しめることにならぬ韓国ノリの輸入をやつていただきます。隣邦韓国からなせ米を輸入しないか、これを明らかにしてほしいのであります。

次に、「児童の福祉計画を拡大するたため余剰農産物の贈与を受けることが望ましいこと」と説明をされておられますが、これはいかに理解したらよろしいのか。なるほど米国は、脱脂粉乳をもつてあましている。だから、児童の福祉計画の拡大に名をかきて、かく言つてあるにすぎないのであります。日本では酪農家はすでに乳価の低落でおお息と息であります。バターでもチーズでも脱脂粉乳でも、畜産製品の輸入は禁物なのが現在の日本の状況であります。贈与だから受けるというのでは、なお悪いのであります。食生活改善上、酪農業がいかに重要であるかを脱脂粉乳大臣には説明のできぬところだと思ひます。農林大臣は、児童に脱脂粉乳を与えるよりも生乳を与えるように努力すべきであります。牛乳からバターをとつて脱脂粉乳を国内で作るために政府は手を差し伸ぶべきであります。酪農業を発達させるには、安い飼料を豊富にすることがあります。牛乳やその他の畜産物は処理加工されなければ、ふん詰まりをすることは明らかであります。安価な飼料と畜産物の加工処理について、いかなる手が打たれているか、なぜ脱脂粉乳を輸入するのか、あわせて伺うのであります。

最後に、本農産物の輸送が米国の旗のもとに行われるといふことは、米国の法律に規定されているとはいへ、わが国の海運発達上遺憾しごくなことであります。いかようなことで船貨までわが国で借款の対象にするのか、不明であります。わが国の船舶による輸送について、いかに交渉したか、その経過をお尋ねいたします。

要するにこの協定は、日本の産業の発達に悪影響を及ぼし、貿易の伸張をはばみ、海運の進展をチェックし、農産物を破壊し、酪農業をつぶす協定であると私は断じて、質問を終ることにいたします。(拍手)

【国務大臣鳩山一郎君登壇、拍手】
○国務大臣鳩山一郎君、東君の御質問に対しましてお答をいたします。

電源の開発は自主的にやれるかという御質問もありました。電源開発の場所は、日本政府で決めます。生産性の向上には、ジェット機等武器の製造も含むのかというお話もありました。いかなる業種について行なっていくかは、一応日本生産性本部の自主的の判断にゆだねる事になっておりますが、政府としては、武器、航空機等のごとき軍需産業について、これらの事業を行うことは全く考えてはおりません。

食糧政策について、根本的な御質問がございました。私の考えるところによれば、食糧の自給度向上を立案しまして、輸入にたよらずに、自給度向上を立案して実施していきたいと考えております。

それから、この輸入のやり方を果して利益とほんとうに考えているのかどうかという御質問がありました。輸入しなければならぬ食糧や棉花等を円貨で、かつ七割までを長期借款で輸入できまして、経済発展に利用できますことは、わが国の経済にとりましては有利と考えております。

来年もこういうことをやるつもりかという御質問がありました。これは来年の情勢判断によつて、お答えをするよりいたし方ないと思つて、以上をもちまして、私の答弁を終わりますが、他の御質問に対しましては、関係関係からお聞き取り願いたいと思つて、(拍手)

【國務大臣(重光葵) 答へたいし】
 ○國務大臣(重光葵) 答へたいし
 本協定の前文を引用されて、協定の趣旨を説明しろという御質問がございました。前文においては、農産物の購入と贈与と積立資金の利用とすることを書いてあります。そして、これらのことを考慮して次のように協定をするという事に相なつております。これは一般の方式でございます。その協定そのものに對する全般の趣旨は、私は先ほどの協定の理由説明によつて御承知を願ひたいと思つて、それによつて尽きておると思つて、本協定は、双方の利益のために日本経済の増進ということが主題になつております。そこで日本の経済を増進するということがのために、互いに自分のむろん自國の利益のことも考えておるわけでありまして、それによつてその目的を達しようとするのであります。軍事的の目的を持つておらない、軍事目的はこの中に持つておらないという趣旨でこれはできておるのでございます。しかし、もつとも全部軍事的に關係がないとはむろん申されません。というのは、駐留軍の宿舍の建設等もこれにあるわけでありまして、しかしながら、御懸念のようなむろんむろんの軍事目的は全然ここに予想されておらない、その中になんかという趣旨であることを私から申し上げたいと思つてあります。

それから、東南アジアの米の貿易について十分考慮をしたか、また支障を生じないか、こういう御質問がございました。この点はいろいろ對外貿易のために検討をしなければならなかつた問題でございます。しかし米の問題は、米の品質とか、また支払い方法、外貨の狀態とかいういろいろなことを考慮しなければなりません。そういうことを検討した結果、日本の最も必要

としておる東南アジア方面の米の貿易の支障のないという結論に達したために、この協定も進めたいと思つて、(拍手)

【國務大臣(河野一郎) 答へたいし】
 ○國務大臣(河野一郎) 答へたいし
 第一の愛知用水その他農業開発の箇所、事業の計画等についてはどうかという御質問は、總理からお答えがございましたが、これはわが方で独自の立場でできるということになつております。従つて、農林省におきまして、それぞれ必要な立案をしてやつておるわけでありまして、

第二は、これも總理からすでにお答えいたしました。自給度の問題でございます。これはあらためて申し上げますが、總理のお答えの通り、わが政府におきましては六カ年計画を立てていこうという事には立っておりまして、自給度の総合的な態勢を立てていこうという事には立っておりまして、これにつきましては、いろいろ御意見もありませんが、私たちがいたしましては、六カ年計画の上に立つて自給度を向上していくということに考へておるわけでありまして、決して需給態勢を目標にしておるのではございません。ここにあらためて申し上げておきます。

次に、米の輸入の問題でございますが、外務大臣からお答えがありましたけれども、これについて朝鮮米等の問題についてもお話がありました。朝鮮米の輸入につきましては、たびたびこれは朝鮮當局と折衝いたしました。私たちが農林省といたしましては、現在朝鮮

側において要望しておられる百八十五ドルの価格では高過ぎるというところ、われわれもいたしましては、もう少し値段の安いことを希望する。この機会に申し添えておきますが、私たちはむろん貿易上の点も十分考慮しなければならぬことは申し上げるまでもありません。東南アジア方面との關係においても、そういうことは十分勘案せらるべきことと考へるのでございます。農林省といたしましては、食糧管會計もしくは国内に食糧の配給をするという立場において、適當なる品質のものより低廉にこれを入手できるという御意向でございます。それを貿易態勢でありまして、その他の國際外交上の問題とかいうようなことを他のものでその所管大臣と十分協議いたしました。結論を出していくことが適當であると思つて、ただいま申し上げましたように、まだ現在朝鮮側とわが方との間に価格の点において折り合ひがつかせません。これはほかに全然、あれはありませぬ。価格は点について意見の一致をみませんが、これはまだ契約になりませんが、価格は一致をみれば、なるべく買いたいと私は考へております。で、それは決して余額農産物受け入れの事情のために、この問題をきめないのでございまして、この点は御了解を願ひたいと思つて、(拍手)

最後に、酪農の問題についてお話がありましたが、酪農製品を、これは現在の日本の酪農事情にかんがみて、これについて十分、安いえきを入れた方がよいじゃないかという御意見がございました。けれども、御承知の通り、飼料は決して今日、安い飼料が外國にもあまりないのでございまして、そのために今年度の予算においても処置いたしております。通りに、ふすまの輸入に四倍程度をのこす、これを政府が補給しなければいかんという御意向は、ごまかすも私たちがいたしまして、十分安い飼料を入れて、そして国内で酪農の発達のために努力することは申し上げるまでもありません。現在の段階におきましては、まだ適當なものを入れる、これによつて、全國の学童諸君の食生活改善の基本を、ここに養成して参りたいという御意向は、学童用の酪農製品に於いては、これを先方から入れるという御意向は、決して間違つたことではないと思つて、一部別のルートにこれがおきまして、一部別のルートにこれが流れることが、わが国の需給を乱すという御意向は、結果になりまして、遺憾の点も過去においてありますので、今回特にこの点について、政府におきましては処置をいたしまして、国内の酪農製品の一部買い上げを行ひまして、それと輸入するものとを適當にこれをバ

差額はさらに米國側と協議をして、しめるべくこれはお考えいただくということになつておりますので、決して御指摘のようなことではないと思つております。

さらに輸入する船のことについてお話がありましたが、これは御承知の通り、半分は日本船を使い、半分はあちらの船を使うことになつております。その際に、船賃が高ければ、その

側において要望しておられる百八十五ドルの価格では高過ぎるというところ、われわれもいたしましては、もう少し値段の安いことを希望する。この機会に申し添えておきますが、私たちはむろん貿易上の点も十分考慮しなければならぬことは申し上げるまでもありません。東南アジア方面との關係においても、そういうことは十分勘案せらるべきことと考へるのでございます。農林省といたしましては、食糧管會計もしくは国内に食糧の配給をするという立場において、適當なる品質のものより低廉にこれを入手できるという御意向でございます。それを貿易態勢でありまして、その他の國際外交上の問題とかいうようなことを他のものでその所管大臣と十分協議いたしました。結論を出していくことが適當であると思つて、ただいま申し上げましたように、まだ現在朝鮮側とわが方との間に価格の点において折り合ひがつかせません。これはほかに全然、あれはありませぬ。価格は点について意見の一致をみませんが、これはまだ契約になりませんが、価格は一致をみれば、なるべく買いたいと私は考へております。で、それは決して余額農産物受け入れの事情のために、この問題をきめないのでございまして、この点は御了解を願ひたいと思つて、(拍手)

ランスして配給するといふようなこと等によつて、善処できるという考えでございませう。(拍手、小麦の問題は)と呼ぶ者あり)

一つ小麦の問題について落しましたが大変につきましましては、これは現在の食生活改善等の関係からいたしまして、御指摘のように、水田農作の小麦を奨励することはどうかということ、もちろん私もその通り賛成に思いますが、さしあたりといたしましては、現在程度の量が必要であるということをやつておる次第でございまして、その点は御了解いただきたいと思ひます。

【國務大臣一萬田尚登君登壇】

○國務大臣(萬田尚登君) MSAに基きましてこのいわゆる小麦借款のうちで、贈与を受けました一千万ドルの用途についてお答え申し上げます。これは経済的措置に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定によりまして、贈与の総額は一千万ドル、三十六億四千万を限度とする、こういうことになつております。二十九年度中に實際に資金の交付を受けました額は約九億一千万ドルであります。これはすでに日本開發銀行に貸し付けまして、日本開發銀行から設備資金として防衛産業に六億三千五百万円、並びに防衛に関連をいたします産業に二億七千五百万円を融資いたしております。今後アメリカ側から贈与をされる額は、限度の三十六億のうちから、今申しました、すでに交付を受けた九億一千万円を引きまして、二十六億九千万円が限度となつておるのであります。これが用途、配分につきましては、目下検討中でありまして、なるべくすみやかに決定を

いたしました。それぞれ融資をいたしたい、かように考えております。(拍手)

【國務大臣石橋湛山君登壇】

○國務大臣(石橋湛山君) すでに總理大臣その他からのお答えで尽きておると思ひますが、しかし簡単に御質問に對してつけ加えることにいたします。一つは、生産性本部の問題は私の方にも関係がございませう。これは決して軍需とか何とかということには関係がございませぬ。民間の仕事として、現に石坂泰三君が会長となつて、生産性本部を作りまして、民間の仕事として、種々な産業のチーム、その中に中小企業等も含まれておりますが、チームを作りました。技術あるいは経営の方法等について、アメリカに對してそれらのチームを送つて、先方のいろいろの点を研究する。あるいはまた先方から専門家を頼んで参りまして、日本の産業の向上に資するといふ一般的の目的でございませう。特に軍需産業といふものに関係はございませぬ。

それから小麦のことは、小麦だけじゃございませぬと思ひますが、小麦その他の農産物を輸入する先をなるべく広く分散をして、日本の輸出に寄与するようにすべきではないかといふような御趣意のお尋ねがございましたが、これはむしろ私も同様と思ひますが、やつておる次第でございませう。ただ農産物については、いろいろ研究して見ますと、案外に、たとえは米にしましても、東南アジア方面からできるだけの輸入をしようといふことで努力いたしておりますが、先ほど朝鮮米については農林大臣から答へられた通り、昨年末以来、われわれとしてはぜひ輸入し

て、朝鮮の貿易を大いに再開したいといふことではいろいろの、むしろ日本としてはできるだけの譲歩をしましてやるつもりでございましたが、わすか、その価格のことでございませぬ。また、そのほかの地域の米につきましては、調べてみますと、案外その品質、数量が先方よりも日本に輸入しようと思ひ、むしろ日本としては、先方で供給できるだけのものは、ほとんど全部、今年度のごときは輸入するといふ建前で、今貿易の計画を立てておるような次第でございませう。御懸念の点は十分に注意してやつておるつもりであります。すから、どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

【國務大臣(河井彌八君) 木村福八郎君登壇】

○國務大臣(河井彌八君) 木村福八郎君。木村福八郎君。私は本協定をいふ悪い立場をきめる前に、まずこの協定がほんとうに日本の経済のためになるのか、ならないのかといふことをはつきりさせたい。そういう点から質問いたしたのであります。その前提に立つてまず大蔵大臣に、今、日本の外貨の事情、外貨ポジション、日本はどのくらいの外貨を持つておるか、そしてその外貨はどのくらいに運用してあるか、いかなる外国の銀行に、あるいは定期預金あるいは当座預金等によつて、何分の利息で、どういふふうりに運用してあるか、その外貨ポジションと、その運用の状況について詳しく御報告を承つてから質問に入りたいと思ひます。

【國務大臣一萬田尚登君登壇 拍手】

○國務大臣(一萬田尚登君) お答えを申し上げます。まず、外貨の保有高であります。本年の五月末、これは推計になりますが、これは最近であります。五月末のわが國の外貨保有高は約十億九千七百万ドルであります。この内訳は、米ドルで六億三千三百五十六万六千ドル、ポンドをドルに換算しまして二億八千五百六十六万ドル、オーストラリアドルで一億八千三百八十一万一千、合計約十億九千七百四十二万七千ドル、かよりになつております。

この保有外貨をどういふふうりに運用しておるか、運用方法についてお答え申し上げます。本年五月末の現在で、大蔵大臣保有外貨の十億九千四百六十六万五千ドルのうちで、オーストラリアドルを除いた米ドル五億六千四百九十九万五千ドル、英ポンド九千三百二十七万一千ポンドであります。この運用はそれぞれ次のようになつております。

【國務大臣(河井彌八君) 木村福八郎君登壇】

○國務大臣(河井彌八君) 木村福八郎君。木村福八郎君。先ほど大蔵大臣が御報告になりましたが、ただいま大蔵大臣が御説明になりましたように、日本は今十億ドル以上の外貨を持つておるわけですね。昨年度は輸出超過によつて、三億四千四百萬ドル外貨をふやしたのであります。それでその運用状態は、大蔵大臣が御説明になりました通り、ドルで、無利息の当座預金として一億三千余萬ドル、無利息で外国の銀行に預けております。四億ドル定期では一・八分の三、そつて、いろいろ利息で預けておる。またこれはポンドにおいても同様であります。このようにたくさん外貨を無利息ないしは一分七厘五毛で運用しておるのです。そつて、

は、当座預金で三四・一%、通知預金、邦銀、証券を加えて六五・九%、かよりになつております。

なお、大蔵大臣保有外貨中、定期預金、証券投資の利回りでありませうが、米ドルにおきまして、定期預金は九十日で一・八分の三、証券が平均二%の利回りでありませう。英ポンドでは、通知預金で、これは七日であります。二・二%、二・二%、証券が三十二分の二・九%、かよりに利回りになつております。

【國務大臣一萬田尚登君登壇】

○國務大臣(一萬田尚登君) 當座の利息は二・二%と述べた。

【國務大臣(河井彌八君) 木村福八郎君登壇】

○國務大臣(河井彌八君) 總理大臣にお伺ひしたいのですが、ただいま大蔵大臣が御説明になりましたように、日本は今十億ドル以上の外貨を持つておるわけですね。昨年度は輸出超過によつて、三億四千四百萬ドル外貨をふやしたのであります。それでその運用状態は、大蔵大臣が御説明になりました通り、ドルで、無利息の当座預金として一億三千余萬ドル、無利息で外国の銀行に預けております。四億ドル定期では一・八分の三、そつて、いろいろ利息で預けておる。またこれはポンドにおいても同様であります。このようにたくさん外貨を無利息ないしは一分七厘五毛で運用しておるのです。そつて、

昭和三十年六月十日 參議院會議録第二十二号 農産物に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるの件(總旨説明)

ら、どうして、先ほど経済審議庁長官がこれは金利は安いのだと言いましたけれども、二分以上です。ただでもらう分を平均しても二分以上なんです。そういう必要が一体、ございませうか。しかも輸出超過になると通貨はふえやすから、そういう場合には、輸入をはかって、通貨調節にもやはり外国から食糧を買った方がいいのです、日本の持つておるドルで、その方が経済の調整にもなるのです。ところが、たくさんのお金をただ同様に使っておる。こんな貧乏な日本においてですよ、こんな不経済な運用しておるのです。それで高い利息を払って小麦を買います。それで経済になりますか、日本の経済にとってプラスになるでしょうか、この点一つ伺いたい。

それからもう一点は、自由党内閣がアメリカの小麦を買おうとしたときと条件が違つちやっておるのです。私は決して非難したり攻撃したりする意味で何のじやないのです。国民には断る材料として、総理もよく聞いていただきたい。党派の立場で聞いておるのではないのです。こんな貧乏な日本でこんなむだな経済をやつたのでは、日本の自立経済も国民生活の安定もできません。そういう意味で何っておる。それは、自由党内閣のときに吉田さんが小麦を買おうとしたときと、事情が違つておる。第一は、外貨ボジションが、今大蔵大臣が言つたように、外貨がたくさんになつてきた。輸出超過になつてきた。あのときはそうではなかつた。外貨は不安であつた。東君も質問しましたように、買手市場

になつてきた。あの当時と違つて、世界の食糧事情が變つてきたのです。無理に買わなかつたつて、そんなアメリカから借金して買わなくてもいいのです。ゆつくり待つていけば、安く買えるのです。食糧事情は、需給関係が變つてきた。そういう事情にあるわけですから、従ひまして、そういう面からいって、これは前の行きがかりがあるかもしれませんが、私はこういう農産物協定というものは、日本の経済にとってプラスではない。この意味で総理大臣にお伺いしたいのです。先ほど総理大臣は利益であるというふうに言われましたが、提案理由でもそう言つておられますが、これはほんとうにそんな党派的立場とかあるいは行きがかりにとらわれないで、一つ総理大臣、ほんとうに考えていただきたい。そういう立場で御答弁願いたい。

それから食糧の自給度を向上させると言つておりました。そのつもりであると書きました。農林大臣が言つたのです。ところが、三十年度のこの予算に出てきておる食糧増産費はどうか、さいますか。食糧増産費は減つておるのです。これでどうして食糧の自給度を向上になりますか。なぜ減つてくるかといへば、アメリカとの普通の予定輸入計画の上積みとしてこれを輸入するために、日本の小麦生産を減らすか、アメリカ以外の国からの輸入を減らすか、どちらかにしなければこれは需給関係がつかないのです。そこで、なるほどこれは日本の食糧の需給計画は崩壊しません。混乱しませんが、しかしそのシワは日本の食糧増産を怠ることにになり、食糧増産費を減らす、そういう面で食糧増産は積極的ではありません。

経済総合六カ年計画による食糧増産の数量と三十年度の増産の数量とは、五十万石以上相違が出てきておるではありませんか。狂いがすでに生じてきておるのです。ただいま違つてきておる。それはアメリカの余剰小麦を輸入するために、日本の食糧増産を抑える、と同時に、アメリカ以外の国から食糧を輸入する。しかも、アメリカから輸入する小麦は品質は、これは農林大臣、品質はソフト系でございませう。御承知のように、農林省の方から伺いましたが、小麦にはソフト系とセミハードとハード系とがあつて、ソフト系だけではいいパンができません。アメリカのソフト系ばかりたくさん輸入したら、いいパンができません。どうしてアルゼンチンその他のハード系、あるいはセミハードを輸入しなければならぬ。ところがアメリカのソフト系ばかり輸入してしまつて一体どうする。食糧増産の点とその品質の点について、これは農林大臣に伺いたい。総理大臣にはほんとうに日本の経済のためになるかどうかを、十分これを判断して、プラスになるというなら、どういふ点が利益か、積極的な点をお伺いいたしたいと思ひます。

それから外務大臣には、この協定の七条に書いてありますが、協定の実施のため必要な細目取りきめの内容、それから付属文書というものがつくと思ひます。その内容を承わりたい。これを何つておかないと、この内容に、細目取りきめや付属文書の中に、さきほどこれは清澤氏が心配しましたように、この五四年農産物処理法の三百四十二条によります、さつき外務大臣が言われました、あの日中貿易を阻害する

るような取りきめが中に行われなかつても限りません。それからアメリカから輸入したものをよそへ輸出しちゃいけないという場合ですね。それから共産圏から輸入したものをよそへ輸出しちゃいけない、この点については心配ないと言ひますけれども、現にこういう協定は原産地証明が厳格になると思ひます。原料のですね。それから綿花でも、あるいは食糧、小麦をアメリカから輸入して、よその国へ再輸出する場合区別がつかますか、これは米綿か、エジプト綿か、インド綿か。そういう例が現に中国から輸入して豚毛、カシミヤについて、アメリカは嚴重にこれを原産地証明を要求します。そのために貿易が阻害された例がある。その場合にアメリカが、日本がある国に輸出したその製品の使つた原産地、これは援助によるものであるかということを書かれた。かりにそうでなくとも、今度は原産地証明されましたら困る。非常にこれは貿易を阻害すると思ひます。かりにそうでなくとも、あるいはそういう口実を設けて、アメリカが中国に対する綿製品の輸出なんかを禁ずるような例なんかも起らないとも限りません。そういう意味からその細目取りきめの内容、付属文書等についてこれをあらかじめ明らかにしていただきたい。そうしませんが、とんでもないことになる。それがわからなくて、これを国会で承認しますと、われわれ責任持てなくなりませうから、まずこれを伺つてから態度をきめたい。

それから時間が参りましたので、個條書的なお簡単に外務大臣に伺ひます。第二には、本協定三条の規定に附与する千五百万ドルの贈与分の条

件、第三は、第六條の二項の余剰農産物処理法百四條の規定に合致する経済開発のため、合意された目的の範圍といたしますか、目的の範圍というのは何か……

○議長(河井浦八君) 木村君時間がきましたから……

○木村君(河井浦八君) アメリカの余剰農産物処理法と本協定との關係、そういう諸点についてお伺いしたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(鳩山一郎君) 木村君の御質問に対してお答えをいたしますが、お答えをいたしますけれども、先刻いたしましたお答え以上には、できないのです。詳しいことは大蔵大臣からお聞きと願ひたいと思ひます。

私は、輸入しなければならぬ綿花や食糧等を、円貨でもつて、かつは七割までを長期借款で輸入ができるという事、それによつて経済発展に利用ができるという事は、わが国の経済に利益なりと思つたのであります。詳しいことはどうぞ大蔵大臣からお聞き取り願ひます。(拍手)

○國務大臣(一萬田尚登君) 外貨ボジションから見ましての御批判でありませうが、先ほど御報告の中に相当な金額が、無利息の当座預金に置いてあることとは、御報告の通りであります。これは日本の貿易を運営していきませうために日に要ります決済の資金であるのであります。これは商売の上で当然あるべきことであります。なお、外貨の手持しが相当、十億以上にあつておられます。しかしこれについて

は安心していいというふうな方ではないことも、十分御承知下さっておることと思ひまして、今日この十億程度持っていますこの外貨で安心ができる

とか、多いとかいうようなものではないのでありまして、私の考えでは、せいぜい今日の貿易を運営する、まあある意味において最低限のもの、むしろ十億の金額の中には、いろいろな種類のものもありまして、実際運用し得る外貨というものは、十億ではないのでありまして、今日の状況では、私はそう多過ぎるとかいう状況ではあり

ません。また他面、日本が外国から食糧を輸入せんでよい状況下にあるならば、これは私は十分別個の見地に立つのでありますが、今日御承知のように、年々やはり三億ドルから四億ドルに及ぶ食糧の輸入というものを必至にいたしましたしております。そうしてみると、やはりこの輸入の条件がよろしいとかどうにかいいうことも、私は一つのやはり問題になつてくると思ひます。今回のように、相当な随分分もあり、かつ非常に長期にわたる、それでこれが平和的な電源の開発、あるいはまた食糧の増産、農地の開発、こういうものに非常に長い四十年にわたる長期にわたって使うことができるというものは、こゝろいう方法で資金の調達をする可否については、私も意見

があります。今日、日本の現状におきましては、農業の開発というものはどうしても金利が安くてかつ長期のものが、これは財政資金を投入すべきではありませんが、今日、日本の財政が許しませんから、そういう意味合いにおきまして、こゝろいう資金ができるということ、私は程度の問題もありませんか、歓迎してよろしい、こゝろいう見地

をとつておるわけでございます。御答弁をいたします。(拍手)

○國務大臣(河野一郎君) 御答をい

今回事算が自民両党によつて修正せられた結果、食糧の自給態勢を確立する上におきまして、私たちが明年度において相当に積極的に行うが、今年度は予算の性質上、しばらく農地改良等においてがまんするものもあるという建前でありましたが、ただいま申し上げました通り、修正によつて相当増額せられて参りました。これらをして御指摘になりましたように、三十年年度におきましても、すでに前二十九年度と同様の程度に行かうようになること

でございます。さらに先ほど申し上げました通り、六カ年計画の目標の数字におきましては、総合的に食糧の自給度を増していくことになつておるわけでございます。その他詳細はまたいずれ別の機会に申し上げようと思ひますが、さらに米國から輸入いたします小麦の買について御指摘がありました。たしかにさういうきらいのあることは私も聞いております。しかし、これはさればと申して、それは國內のパンの製造に非常に不適当である、どうにもならぬと一部の製粉業者等はいらう申しますけれども、他の半分以上のものを輸入いたすものについて十分動案いたして参りまして、さういふ点のないようにいたして参りますれば、支障を来たさないのではないかと考えておる次第でございます。(拍手)

○國務大臣(重光葵君) 御答を申し上げ

細目協定はさういふ意味であるかというお話でございます。細目協定は、この協定を実施するに必要事項、たとえば農産物の買付、円貨積立の具体的な手續、現物贈与分の受け入れに必要な手續、その他の細目をきめることを考慮して予定されておるのでございます。従いまして、これを一本にまとめるということはむろんでできませんので、そのつど必要な場合に、これらの事項について打ち合わせをして、手續を明確に規定する、こゝろいう手続をいたしておるのでございます。それから、先ほど御説明を申し上げたことに関連をいたしまして、農産物を、たとえば中共から買入れた場合を原産地証明等の要求があつて、貿易を阻害するようないかと思ひますけれども、原産地証明の問題は、琉球貿易においては問題が起りました。それで、起らないとは限りません。しかし、わが方といたしましては、正當なかような貿易、この協定の趣旨にも反してないこの貿易につきましては、さういふ原産地証明等の要求を受けずすような場合においては、十分これに対処しまして、先方と交渉しまして、正當なわが方の貿易に差しつかえのないように善処したいと、こゝろ考えております。

それから第六条でございます。それには「合意された目的の範囲」とあるのはさういふ意味かというお尋ねでございます。第六条の「合意された

目的の範囲」それは電力資源の開発、二が灌漑、排水、開拓並びに関連事項、三が日本経済の生産性増進、この三つのことでありまして、これらの事項の遂行のための範囲内においては、日本側において自由、自主的にこの借款額を使用することができるとに相なつております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて質疑の通告者の発言は、全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(河井彌八君) 日程第二、博物館法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

博物館法の一部を改正する法律案

右

昭和三十年五月二十五日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

博物館法の一部を改正する法律案

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

日次中「附則」を「第五章 雑則(第二十九条)」に改める。

第二条第一項中「日本赤十字社」を削り、「又は宗教法人」を、宗教法人又は政令で定めるその他の法人に改め、同条第二項中「日本赤十字社」を削り、「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第四条第五項を削り、同条第六項及び第七項をそれぞれ同条第五項及び第六項とする。

第五条及び第六条を次のように改める。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の称号を有する者で、大学において文部省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したるもの

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得したる者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部大臣が、文部省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

2 前項第二号の学芸員補の職には、博物館の事業に類する事業を行う施設における職で、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第六条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

第十条中「地方公共団体、日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は宗教法人が、博物館を設置しようとするときは、博物館を設置しよう

とすることを要する」とあるを削り、「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第十四条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第十五条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

とすることを要する」とあるを削り、「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第十四条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第十五条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第十六条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第十七条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第十八条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第十九条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第二十条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第二十一条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第二十二条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第二十三条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第二十四条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第二十五条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

第二十六条中「又は宗教法人」を、宗

教法人又は前項の政令で定める法人に改める。

昭和三十年六月十日 参議院會議録第二十二号 博物館法の一部を改正する法律案

昭和三十年六月十日 参議院會議録第二十二号 博物館法の一部を改正する法律案

とする者は、当該博物館についてに改める。

第二十一条第一項第一号中「日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は宗教法人にあつてはそのを、私立博物館にあつては設置者の」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「館長の氏名及び学芸員の種別ごとの」を「館長及び学芸員の」に改める。

第十三条第一項中「又は」を「」にて変更があつたとき、又は「」に「変更」を「重要な変更」に改める。

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行つた施設で、文部大臣が、文部省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものであるときは、第七條及び第九條の規定を準用する。

附則第二項から第四項までを削り、附則第五項中「第五條第二項を」第六條に改め、同項を附則第二項とし、附則第六項から第九項までを削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 改正前の博物館法(以下「旧法」といふ)第五条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者は、改正後の博物館法(以下「新法」といふ)第五条の規定にかかわらず、学芸員となる資格を有するものとする。

3 旧法附則第六項の規定により人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有していた者は、新法第五条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年間は、学芸員となる資格を有するものとする。

4 新法第五条第二号の学芸員補の職には、旧法附則第四項に規定する学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

〔従来職登壇 拍手〕

○従来職登壇 たいだいま上程されました博物館法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

まず、政府の本法案提出の理由を申し上げますと、去る昭和二十六年十二月に博物館法の制定を見、翌二十七年三月より実施されましたのを契機として、博物館の建設と内容の整備が著しく促進され、その教育活動の充実とともに、国民生活の向上に大きな寄与をしておりますけれども、さらに各種博物館の振興をはかり、学芸員の充実を期するためには、現行法の一部を改正する必要を生じたこととあります。

次に、改正の骨子について申し上げますと、その主要点は、従来学芸員の資格取得の方法の一つとして講習による道が開かれてありますが、わが国の博物館の事情に応じて、博物館職員に学芸員資格取得の便宜をはかり、学芸員の充実を一層促進するため、講習制度を廃して文部大臣の認定制度に改

めようとするものであります。なお、この改正に関連して、現行法を整備する必要から二、三の事務的改正をもちわせて行つたものであります。

委員会におきましては、各委員よりきわめて熱心な質疑がありました。そのおもなるものは、博物館利用者の状況、学芸員の実数及び将来の充実計画、博物館の入館料徴収の問題等でありました。なかんずく学芸員の資格取得を認定制度に改めることにより、その質の低下を来たす虞はないかという点については、各委員からこども質問がありました。これに対して政府から、「いまだ受講していない者に対する勉強上のテキストブック、参考書等も、すでに完備しており、かつ未受講者の大部分は、すでに講習を終つた学芸員とともに実務に携わつて、その指導を受けている現状であるから、認定制度による資格取得のため質の低下を招くおそれはない」との答弁がありました。

質疑を終了して討論に入り、荒木委員より、博物館の大衆化をはかること、入館料はこれを無料とする法の趣旨に沿ひ、特に修学旅行の際等は十分考慮することの希望を付して賛成意見が述べられ、続いて吉田委員からも、将来学芸員の質の低下を来たさないよう留意することの希望を付して賛成討論がなされました。かくして採決の結果、全員一致をもって、本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時一分散会

○本日の会議に付した案件

- 一、新議員の紹介
一、常任委員の指名
一、日程第一 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)
一、日程第二 博物館法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

Table with 4 columns: 議長, 副議長, 議員, 出席者. Lists names of participants in the session.

Large table listing names of members and staff, organized in columns.

昭和三十年六月十日 参議院會議録第二十二号

吉野 信次君	泉山 三六君
黒川 武雄君	井上 知治君
池田右衛門君	内村 清次君
秋山 長造君	阿具根 登君
海野 三朗君	片岡 文重君
大倉 精一君	河合 義一君
岡 三郎君	小松 正雄君
水井純一郎君	近藤 信一君
竹中 勝男君	清澤 俊英君
成瀬 暢治君	小林 亦治君
森下 政一君	小酒井義男君
佐多 忠隆君	重盛 壽治君
江田 三郎君	小林 孝平君
久保 等君	田畑 金光君
高田なほ子君	安部キミ子君
矢嶋 三義君	藤田 進君
岡田 宗司君	田中 一君
戸叶 武君	吉田 法晴君
藤原 道子君	小笠原三男君
菊川 孝夫君	若木 勝蔵君
天田 勝正君	三橋八次郎君
千葉 信君	羽生 三七君
荒木正三郎君	三木 治朗君
山下 義信君	野村吉三郎君
市川 房枝君	八木 幸吉君
小幡 治和君	遠藤 柳作君
紅露 みつ君	有馬 英二君
最上 英子君	中川 幸平君
東 隆君	菊田 七平君
寺本 廣作君	木島 虎藏君
松浦 清一君	赤松 常子君
鈴木 強平君	武藤 常介君
平林 太一君	八木 秀次君
堀木 謙三君	三浦 義男君
小柳 牧衛君	鈴木 一君
石川 清一君	千田 正君
松澤 兼人君	苦米地義三君
長谷部ひろ君	木村福八郎君
相馬 助治君	村尾 重雄君

棚橋 小虎君	石坂 豊一君
松原 一彦君	笹森 順造君
國務大臣	
内閣総理大臣	鳩山 一郎君
外務大臣	重光 葵君
大蔵大臣	一萬田尚登君
文部大臣	松村 謙三君
農林大臣	河野 一郎君
通商産業大臣	石橋 湛山君
國務大臣	高橋達之助君
政府委員	
内閣官房副長官	松本 滝蔵君
経済審議庁長	酒井 俊彦君
総務部長	安藤 吉光君
外務省参事官	湯川 盛夫君
外務省経済局長	下田 武三君
外務省条約局長	鈴木 源吾君
大蔵省財政参事官	阪田 泰二君
大蔵省理財局長	寺中 作雄君
文部省社会教育局長	小林 行雄君
文部省管理局長	安田善一郎君
農林大臣官房長	岩武 照彦君
通商産業大臣官房長	

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年五月二十八日
参議院議長河井彌八殿
参議院議員長河井彌八殿
多数意見者署名
古池 信三 深水 六郎
小野 義夫 上原 正吉
三輪 貞治 小松 正雄
山川 良一 白川 一雄
栗山 良夫 藤田 進
河野 謙三

要領書
一、委員会の決定の理由
本改正法案は、昭和二十六年に制定せられた計量法およびその施行法について、(一)従来国が全額収納していた手数料のうち地方公共団体の行う事業の許可検定等の手数料を当該地方公共団体の収入とすることとし、(二)計量行政の簡素化を図るため事業許可の対象となる設備の範囲および比較検査の対象となる計量器の種類を限定する等の若干の条文改正を行い、(三)計量法施行法第五十七条の規定により本年九月から検定を開始することになつてゐる十一種の計量器について検定等の開始を三年間延期すること等を改正したものである。本委員会としては計量行政の現状よりして概ね妥当な措置と認め

審査報告書
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年五月二十八日
参議院議長河井彌八殿
参議院議員長河井彌八殿
多数意見者署名
古池 信三 深水 六郎
小松 正雄 小野 義夫
上原 正吉 三輪 貞治
白川 一雄 栗山 良夫
河野 謙三 山川 良一

要領書
一、委員会の決定の理由
自転車競技法等の臨時特例に関する法律は、自転車競技法等の国庫納付金制度に代わるべき納入金制度を臨時に設けるため第十九回国会において制定され、去る三月の改正(有効期間二カ月延長)を経て、六月一日にその効力を失ひ時限立法である。
本法の失効による善後措置の問題は、基本法たる自転車競技法等との関連において、今後充分に検討を要すべき問題であるが、早急にその結論を得るに至らないので、この際現行法の施行の状況にかんがみ、自転車振興会連合会等の業務及び会計に関する規定を整備し、且つ自転車競技法に基き設置されてゐる競輪運営審議会を改組、拡充した上更に昭和三十三年三月三十一日まで存続せしめようとするもので、本委員会としては自転車競技法等の根本問題についての結論が得られるまでの止むを得ない暫定措置と認めた。
なお本法案については別紙の如き附帯決議を行つた。

二、費用
別に費用を要しない。

附帯決議
一、競輪、競馬オートレース、モーターボートレース等一切の射ころ的行為は現下の社会情勢にかんがみ速かに禁止もしくは制限せらるべきであり、特に競輪について政府は現行制度に検討を加え、その改廃に関し次の通常国会までに適切な措置を講じなければならぬ。

二、競輪施行者並びに自転車振興会等の運営および経理の現状は遺憾の点少なくないと認められるから、政府は速かに必要な措置を講じ、これが監督を強化し、競輪の健全な運営を図るよう善処しなければならぬ。

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価一部

十五円
(郵法附則)

発行所

東京新橋区東本町一丁目五
大蔵省印刷局
電話九段四三三―三六四三